

令和 8 年度地域別標準農作業料金
(附・設定資料・参考資料)

令和 8 年 2 月
千葉県農業会議

目次

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 令和8年度地域別農作業標準賃金 | 1 |
| 2 | 令和8年度水田機械作業による標準料金表—水田機械作業による標準料金額対前年比較—(10a当) | 2 |
| 3 | 設定方法 | 3 |
| (1) | 趣旨 | 3 |
| (2) | 地域別農作業標準賃金の設定方法 | 3 |
| (3) | トラクター(中型)による標準耕耘料金の算定方法 | 4 |
| (4) | トラクター(中型)による標準代かき料金の算定方法 | 7 |
| (5) | トラクター(中型)による標準畦塗り料金の算定方法 | 10 |
| (6) | 田植機による標準植付料金の算定方法 | 13 |
| (7) | 自脱型コンバインによる標準刈取脱穀料金の算定方法 | 15 |
| (8) | 標準籾乾燥調製料金の算定方法 | 17 |
| (9) | 標準育苗料金の算定方法 | 20 |
| 4 | 算定資料 | 23 |
| (1) | 令和7年度農業臨時雇料金の上昇率(第1表) | 23 |
| (2) | 令和8年度推定賃金額等(試算)(第2表) | 24 |
| (3) | 令和7年度諸算出料金(第3表) | 25 |
| 5 | 参考資料 | 26 |
| (1) | 令和7年度部分農作業受託料金(第4表) | 26 |
| (2) | 令和7年度全面農作業の受託料金(第5表) | 27 |
| (3) | 令和7年度農業外諸賃金(第6表) | 28 |
| (4) | 令和7年度臨時雇賃金その他の費用(第7表) | 29 |
| (4) | 令和7年度地域別ハンマーモアによる草刈り作業料金(第8表) | 30 |

1 令和8年度 地域別農作業標準賃金について

(1日当：円)

| | | 水 田 作 業 | 畑 作 業 | 果樹収穫作業 |
|------------------|-------|---------|--------|--------|
| 京 葉 | 千 葉 | 11,700 | 10,400 | 10,000 |
| | 君 津 | 10,900 | 10,200 | 9,500 |
| | 東 葛 飾 | 11,100 | 10,500 | 10,400 |
| | 平 均 | 11,200 | 10,400 | 10,000 |
| 外 房 | 安 房 | 9,800 | 10,000 | 9,800 |
| | 夷 隅 | 9,600 | 9,600 | - |
| | 平 均 | 9,700 | 9,800 | 9,800 |
| 九 十 九 里 | 長 生 | 10,100 | 10,100 | 9,200 |
| | 山 武 | - | 9,900 | - |
| | 海 匝 | 9,600 | 9,900 | - |
| | 平 均 | 9,900 | 10,000 | 9,200 |
| 東 下 総 | 香 取 | 10,600 | 9,200 | - |
| | 印 旛 | 10,600 | 10,500 | 9,600 |
| | 平 均 | 10,600 | 9,900 | 9,600 |

(1) 1日当たり賃金、但し実労働時間は8時間とする。

(2) 賄回数 は 2 回、但し賄評価額は含まない。

(3) 10 の位については、四捨五入として算出。

(4) 数値が「-」の表示については、市町村農業委員会から報告がなかったので、目安を示せない。

2 令和8年度 水田機械作業による標準料金表 ー水田機械作業による標準料金額対前年比較ー (10a 当)

(単位：円)

| 作業名 | 耕 起 | 代 か き | 畦塗り | 植 付 | 刈 取 脱 穀 | 乾 燥 調 製 | 育 苗 |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|-----|
| 機械 | トラクター | トラクター | トラクター | 田植機 | コンバイン | | |
| 単位 | 10a | 10a | 1m | 10a | 10a | 60kg | 1箱 |
| 令和8年度 標準農作業料金額 (円) | 7,500 | 7,900 | 44 | 10,100 | 22,000 | 3,600 | 990 |
| 令和7年度 標準農作業料金額 (円) | 7,200 | 7,600 | 42 | 9,200 | 20,600 | 3,400 | 900 |
| 対前年上昇額 (円) | 300 | 300 | 2 | 900 | 1,400 | 200 | 90 |
| 対前年上昇率 (%) | 4.0 | 3.8 | 4.2 | 8.9 | 6.4 | 5.6 | 9.1 |

上昇理由について

①機械代の高騰 例：播種機 (11.3%↑)、育苗器 (10%↑)、田植機 (9.4%↑)

②最低賃金の上昇 令和6年10月1日 1,076円⇒令和7年10月3日 1,140円 (5.9%↑)

3 設定方法

(1) 趣 旨

基幹的農業従事者の減少や兼業化の進行により、農業労働力は年々不足の度を加えている反面、大型農業機械の導入を図り、農地の借入、購入、農作業受託による大規模経営も現出している。こうした中で、農地価格の高騰等から、規模拡大を図る手段として、農作業の部分受託や全面受託による規模拡大が増え、このことは、農業機械の高率利用ということからも、今後とも増えることが予想される。このように、今後とも増えるであろう農作業受託において、農業機械による受託料金等を設定することは、このような農作業受委託を円滑に推進する上で、必要かつ重要なことである。

よって令和8年度標準農作業労働条件を別紙のとおり設定し、農作業受委託推進に資そうとするものである。

(2) 地域別・農作業別標準農業労働賃金の設定方法

1 地域区分方法

設定上の地域区分は農林水産省農業経済地域区分の京葉、外房、九十九里、東下総の4地域を基準とするが、同地域で農業事情の異なる地域があるので各農業事務所単位別に区分し、設定した。

2 設定方法

(1) 設定にあたっては

イ) 農業労賃等に関する調査結果の令和6年度、令和7年度時間当実支払賃金等を基礎とし、令和7年度の対前年上昇率の3か年平均の額に乗じて算出した令和8年度の推定時間当、実支払賃金額

- ・ 令和7年度現金支払額 ÷ 令和6年度現金支払額 = 上昇率(第1表)
- ・ 令和7年度1時間当現金支払額 × 対前年上昇率3ヶ年平均 = 令和8年度推定時間当賃金額
- ・ 令和7年度推定時間当賃金額 × 9時間 = 令和8年度1日当推定料金(第2表)

ロ) 令和7年度の地域別標準賃金額とこれに上記上昇率を乗じた額

- ・ 令和7年度標準賃金 × 対前年上昇率3ヶ年平均 + 令和8年度1日当推定賃金 ÷ 3 = 令和7年度諸算出料金(第3表)

上記の諸項目を地域別、支庁単位に算出し、これ等を総合勘案して令和8年度の標準労働賃金を設定した。

(1) 労働時間は原則として実働8時間とする。但し、8時間を超えて就労した場合は1時間当り標準賃金等を参考として地域の実情に応じ、超過就労手当を設定する。

(2) 賄回数は原則として2回とし、その費用は賃金額に含めない。

3 その他

(1) 管内の農業事情が異なり、さらに地域別に標準賃金等の設定が必要な郡市にあっては、本標準額算定の基礎資料や算定方法を参考として地区別の標準額を設定する。

(2) 記載されている価格は、全て税込みとする。

(3) トラクター(中型)による標準耕耘料金の算定方法

(算出基礎) トラクター並びにロータリーの平均価格及び諸負担、耐用年数、年間平均稼働時間、1時間当り作業量(10アール当作業可能面積)を基礎に、10アール当償却及び負担額を算出し、これを(A)とし、(B)10アール当修理費、(C)10アール当車庫費、(D)10アール当燃料消費額、(E)10アール当潤滑油消費額、(F)10アール当労働賃金、(G)10アール当その他諸費用、(H)10アール当投資危険、労災補償等の特別加算額を加え、10アール当標準賃耕料金を算定する。
なお、令和7年度農業労賃等に関する調査結果中の地帯別農作業受託料金額を参考とした。

(A)10アール当償却及び利子並びに税負担

(1)トラクター

(算出基礎)

イ) トラクターの平均価格 3,576,000円

ロ) 耐用年数 7年(年間稼働時間 400時間)

ハ) 1時間当作業量 15アール(1日 120アール)

ニ) 7年間の小型特殊自動車税 16,800円(年間 2,400円)

ホ) 7年間の利子 550,704円

(算出方法)

・償却及び負担合計 4,143,504円=3,576,000円+16,800円+550,704円

・年間償却及び負担額 591,929円=4,143,504円(償却、負担合計)÷7年(耐用年数)

・1時間当償却及び負担額 1,480円

=591,929円(年間償却及び負担額)÷400時間(年間稼働時間)

・10アール当償却及び負担額 1,332円

=1,480円(1時間当償却及び負担額)×0.9時間(10アール当耕耘必要時間)

(2)ロータリー

(算出基礎)

イ) ロータリーの平均価格 756,000円

ロ) 耐用年数 7年(年間平均稼働時間 260時間)

ハ) 1時間当作業量 15アール(1日 120アール)

ニ) 7年間の利子 116,424円

(算出方法)

・償却及び負担合計 872,424円=756,000円+116,424円

・年間償却及び負担額 124,632円=872,424円(償却及び負担合計)/7年(耐用年数)

・1時間当償却及び負担額 479円

=124,632円(年間償却及び負担額)/260時間(年間稼働時間)

・10アール当償却及び負担額 431円

=479円(1時間当償却及び負担額)×0.9時間(10アール当耕耘必要時間)

・10アール当償却及び負担額 ①2,004円

=1,573円(トラクターの償却及び負担額)+431円(ロータリーの償却及び負担額)

(注)①機械の平均価格は、令和7年8月末の希望小売価格。

・トラクターは27PS級の主要メーカー3社平均価格。

・ロータリーは耕耘巾160cmの主要メーカー2社平均価格

②耐用年数は農畜産業固定資産評価標準によった。

③利子は年間2.2%(農業近代化資金の金利を参照)

(B)10 アール当平均修理費

(1)トラクター

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 3,576,000 円

ロ) 年平均修理費係数 4.70%

(算出方法)

- ・ 年間修理費 168,072 円=3,576,000 円(平均価格)×4.70%(係数)
- ・ 1 時間当修理費 420 円=168,072 円(年間修理費)/400 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当修理費 378 円
=420 円(1 時間当修理費)×0.9 時間(10 アール当耕耘必要時間)

(2)ロータリー

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 756,000 円

ロ) 年平均修理費係数 6.25%

(算出方法)

- ・ 年間修理費 47,250 円=756,000 円(平均価格)×6.25%(係数)
- ・ 1 時間当修理費 182 円=47,250 円(年間修理費)/260 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当修理費 164 円
=182 円(1 時間当修理費)×0.9 時間(10 アール当耕耘必要時間)
- ・ 10 アール当平均修理費 ㊸542 円
=378 円(トラクターの修理費)+164 円(ロータリーの修理費)

(注)①修理費係数は機械の更新するまでに要する修理費の購入価格の割合であり、
係数は「農業機械導入計画策定の手引き」によった。

—以下同じ—

(C)10 アール当車庫費

(1)トラクター

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 3,576,000 円

ロ) 年平均車庫費係数 1.50%

(算出方法)

- ・ 年間車庫費 53,640 円=3,576,000 円(平均価格)×1.50%(係数)
- ・ 1 時間当車庫費 134 円=53,640 円(年間車庫費)÷400 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当車庫費 120 円
=134 円(1 時間当車庫費)×0.9 時間(10 アール当耕耘必要時間)

(2) ロータリー

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 756,000 円

ロ) 年平均車庫費係数 4.0%

(算出方法)

- ・ 年間車庫費 30,240 円=756,000 円(平均価格)×4.0%(係数)
- ・ 1 時間当車庫費 116 円=30,240 円(年間車庫費)/260 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当車庫費 105 円
=116 円(1 時間当車庫費)×0.9 時間(10 アール当耕耘必要時間)
- ・ 10 アール当車庫費 ㊸225 円
=120 円(トラクターの車庫費)+105 円(ロータリー車庫費)

(注)①車庫費係数は、「農業機械導入計画策定の手引き」によった。
—以下同じ—

(D)10 アール当燃料消費額

(算出基礎)

イ) 軽油 5ℓ (1時間当燃料消費量)+1ℓ (現地までの往復燃料消費量)=6ℓ

ロ) ℓ単価 161円

(算出方法)

・ 10アール当燃料消費額 ㉔869円

=6ℓ (1時間当燃料必要量) × 161円(1単価) × 0.9時間(10アール当耕耘必要時間)

(E)10 アール当潤滑油消費額

(算出基礎)

イ)10アール当燃料消費額の30%充当

(算出方法)

・ 10アール当潤滑油消費額 ㉕261円

=869円(10アール当燃料消費額) × 0.3

(F) 10アール当労働賃金

(算出基礎)

イ)1日当労働賃金 11,200円の場合(京葉地区の平均価格を参照)

ロ)技能手当 1日当労働賃金の70%充当 7,840円

(算出方法)

・ 10アール当労働賃金 ㉖2,164円

=19,040円(1日当労働賃金+技能手当)/88アール(1日当作業量)

(G)10アール当その他の費用

(算出基礎)

イ)年間清掃及び講習等の労働費 35,700円

(算出方法)

・ 1時間当費用 89円

=35,700円(年間清掃及び講習等の労働費)/400時間(年間稼働時間)

・ 10アール当その他の費用 ㉗80円

=89円(1時間当費用) × 0.9時間(10アール当耕耘必要時間)

(H)投資危険、労災補償等の特別加算額

(算出基礎)

イ)トラクター、ロータリーの10アール当償却額を適用する。

(算出方法)

(1)トラクター

・ 年間償却額 510,857円=3,576,000円(機械平均価格)/7年(耐用年数)

・ 1時間当償却額 1,277円=510,857円(年間償却額)/400時間(年間稼働時間)

・ 10アール当償却額 1,149円

=1,277円(1時間当償却額) × 0.9時間(10アール当耕耘必要時間)

(2)ロータリー

・ 年間償却額 108,000円=756,000円(機械平均価格)/7年(耐用年数)

・ 1時間当償却額 415円=108,000円(年間償却額)/260時間(年間稼働時間)

・ 10アール当償却額 374円

=415円(1時間当償却額) × 0.9時間(10アール当耕耘必要時間)

・ 10アール当投資危険、労災補償等の特別加算額 ㉘1,523円

=1,149円(トラクター償却額)+374円(ロータリー償却額)

トラクターによる10アール当標準耕耘料金 7,428円

=㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱

(1日当労賃 11,200円の場合)

(4)トラクター(中型)による標準代かき料金の算定方法

(算出基礎) トラクター並びにドライブハロー、補助車輪の平均価格及び諸負担、耐用年数、年間平均稼働時間、1時間当作業量(10アール当作業可能面積)を基礎に、10アール当償却及び負担額を算出し、これを(A)とし、(B)10アール当修理費、(C)10アール当車庫費、D10アール当燃料消費額、(E)10アール当潤滑油消費額、(F)10アール当労働賃金、(G)10アール当その他の諸費用、10アール当投資危険、労災補償等の特別加算額を加え、10アール当標準賃作業料金を設定する。

なお、令和7年度農業労賃等に関する調査結果中の地帯別農作業受託料金額を参考とした。

(A)10アール当償却及び利子並びに税負担

(1)トラクター

(算出基礎)

イ) トラクターの平均価格 3,576,000円

ロ) 耐用年数 7年(年間平均稼働時間 400時間)

ハ) 1時間当作業量 13アール(1日 104アール)

ニ) 7年間の小型特殊自動車税 16,800円(年間 2,400円)

ホ) 7年間の利子 550,704円

(算出方法)

・償却及び負担合計 4,143,504円=3,576,000円+16,800円+550,704円

・年間償却及び負担額 591,929円=4,143,504円(償却負担合計)/7年(耐用年数)

・1時間当償却及び負担額 1,480円

=591,929円(年間償却及び負担額)/400時間(年間稼働時間)

・10アール当償却及び負担額 1,139円

=1,480円(1時間当償却及び負担額)×0.77時間(10アール当代かき必要時間)

(2)ドライブハロー

(算出基礎)

イ) ドライブハローの平均価格 658,000円

ロ) 耐用年数 7年(年間稼働時間 100時間)

ハ) 1時間当作業量 13アール(1日 104アール)

ニ) 7年間の利子 101,332円

(算出方法)

・償却及び負担合計 759,332円=658,000円+101,332円

・年間償却及び負担額 108,476円=759,332円(償却及び負担合計)/7年(耐用年数)

・1時間当償却及び負担額 1,085円

=108,476円(年間償却及び負担額)/100時間(年間稼働時間)

・10アール当償却及び負担額 835円

=1,085円(1時間当償却及び負担額)×0.77時間(10アール当代かき必要時間)

(3)補助車輪

(算出基礎)

イ) 補助車輪の価格 237,000円

ロ) 耐用年数 7年(年間平均稼働時間 100時間)

ハ) 7年間の利子 36,498円

(算出方法)

・償却及び負担合計 273,498円=237,000円+36,498円

・年間償却及び負担額 39,071円=273,498円(償却及び負担合計)/7年(耐用年数)

・1時間当償却及び負担額 391円=39,071円(年間償却及び負担額)/100時間(年間稼働時間)

・10アール当償却及び負担額 301円

=391円(1時間当償却及び負担額)×0.77時間(10アール当代かき必要時間)

・10アール当償却及び負担額 ①2,275円

=1,139円(トラクター償却及び負担額) + 835円(ドライブハローの償却及び負担

額)+301円(補助車輪の償却及び負担額)

(B)10 アール当平均修理費

(1)トラクター

(算出基礎)

イ)機械平均価格 3,576,000 円

ロ)年平均修理費係数 4.70%

(算出方法)

- ・年間修理費 168,072 円=3,576,000 円(機械平均価格) × 4.70%(係数)
- ・1 時間当修理費 420 円=168,072 円(年間修理費)/400 時間(年間稼働時間)
- ・10 アール当修理費 342 円
=420 円(1 時間当修理費) × 0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)

(2)ドライブハロー

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 658,000 円

ロ) 年平均修理費係数 1.67%

(算出方法)

- ・年間修理費 10,989 円=658,000 円(機械平均価格) × 1.67% (係数)
- ・1 時間当修理費 110 円=10,989 円(年間修理費) /100 時間(年間稼働時間)
- ・10 アール当修理費 85 円
=110 円(1 時間当修理費) × 0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)
- ・10 アール当平均修理費㊸409 円
=324 円(トラクターの修理費) + 85 円(ドライブハローの修理費)

(C) 10 アール当車庫費

(1)トラクター

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 3,576,000 円

ロ) 年平均車庫費係数 1.50%

(算出方法)

- ・年間車庫費 53,640 円=3,576,000 円(機械平均価格) × 1.50% (係数)
- ・1 時間当車庫費 134 円=53,640 円(年間車庫費)/ 400 時間(年間稼働時間)
- ・10 アール当車庫費 103 円
=134 円(1 時間当車庫費) × 0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)

(2) ドライブハロー

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 658,000 円

ロ) 車庫費係数 5.0%

(算出方法)

- ・年間車庫費 32,900 円=658,000 円(機械平均価格) × 5.0%(係数)
- ・1 時間当車庫費 329 円=32,900 円(年間車庫費)/100 時間(年間稼働時間)
- ・10 アール当車庫費 253 円
=329 円(1 時間当車庫費) × 0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)
- ・10 アール当車庫費 ㊸356 円
=103 円(トラクター車庫費)+ 253 円(ドライブハロー車庫費)

(D) 10 アール当燃料消費額

(算出基礎)

イ) 軽油 5 ℓ (1 時間当燃料消費量)+1 ℓ (現地までの往復燃料消費量)=6 ℓ

ロ) ℓ 単価 161 円

(算出方法)

- ・10 アール当燃料消費額㊸744 円
=6 ℓ (1 時間当燃料必要量) × 161 円(1 単価) × 0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)

(E)10 アール当潤滑油消費額

(算出基礎)

イ)10 アール当燃料消費額の 30%充当

(算出方法)

- ・ 10 アール当潤滑油消費額 ㉔223 円
=744 円(10 アール当燃料消費額)× 30%

(F) 10 アール当労働賃金

(算出基礎)

イ)1 日当労働賃金 11,200 円の場合(京葉地区の平均価格を参照)

ロ)技能手当 1 日当労働賃金の 70%充当 7,840 円

(算出方法)

- ・ 10 アール当労働賃金 ㉕1,831 円
=19,040 円(1 日当労働賃金+技能手当)/104 アール(1 日当作業量)

(G) 10 アール当その他の費用

(算出基礎)

イ)年間清掃及び講習等の労働費 35,700 円

(算出方法)

- ・ 1 時間当費用 89 円
=35,700 円(年間清掃及び講習等の労働費)/400 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当その他の費用 ㉖69 円
=89 円(1 時間当費用)×0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)

(H) 投資危険、労災補償等の特別加算額

イ)トラクター、ドライブハロー、補助車輪の 10 アール当償却額を適用する。

(算出基礎)

(算出方法)

(1)トラクター

- ・ 年間償却額 510,857 円=3,576,000 円(機械平均価格)/7 年(耐用年数)
- ・ 1 時間当償却額 1,277 円=510,857 円(年間償却額)/400 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当償却額 983 円
=1,277 円(1 時間当償却額)×0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)

(2) ドライブハロー

- ・ 年間償却額 94,000 円=658,000 円(機械平均価格) /7 年(耐用年数)
- ・ 1 時間当償却額 940 円=94,000 円(年間償却額)/100 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当償却額 724 円
=940 円(1 時間当償却額)×0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)

(3) 補助車輪

- ・ 年間償却額 33,857 円=237,000 円(機械平均価格) /7 年(耐用年数)
- ・ 1 時間当償却額 339 円=33,857 円(年間償却額) /100 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当償却額 261 円
= 339 円(1 時間当償却額)×0.77 時間(10 アール当代かき必要時間)
- ・ 10 アール当投資危険、労災補償等の特別加算額 ㉗1,968 円
=983 円(トラクター償却額) + 724 円(ドライブハロー償却額) + 261 円(補助車輪償却額)
トラクター(ドライブハロー)による 10 アール当標準代かき料金 7,875 円

$$= \text{㉔} + \text{㉕} + \text{㉖} + \text{㉗} + \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚} + \text{㉛} + \text{㉜} \quad (1 \text{ 日当労賃 } 11,200 \text{ 円の場合})$$

(5) トラクター(中型)による標準畦塗り料金の算定方法

(算出基礎) トラクター並びに畦塗り機の平均価格及び諸負担、耐用年数、年間平均稼働時間、1時間当り作業量(200メートル)を基礎に、100メートル当り償却及び負担額を算出し、これを(A)とし、(B)100メートル当り修理費、(C)100メートル当り車庫費、(D)100メートル当り燃料消費額、(E)100メートル当り潤滑油消費額、(F)100メートル当り労働賃金、(G)100メートル当りその他諸費用、(H)100メートル当り投資危険、労災補償等の特別加算額を加え、100メートル当り標準料金を算定する。最後に100で除し、1メートル当りの料金を算定する。

(A) 100メートル当り償却及び利子並びに税負担

(1) トラクター

(算出基礎)

イ) トラクターの平均価格 3,576,000円

ロ) 耐用年数 7年(年間稼働時間 400時間)

ハ) 1時間当り作業量 200メートル(1日 1,600メートル)

ニ) 7年間の小型特殊自動車税 16,800円(年間 2,400円)

ホ) 7年間の利子 550,704円

(算出方法)

- ・ 償却及び負担合計 4,143,504円 = 3,576,000円 + 16,800円 + 550,704円
- ・ 年間償却及び負担額 591,929円 = 4,143,504円(償却、負担合計) / 7年(耐用年数)
- ・ 1時間当り償却及び負担額 1,480円
= 591,929円(年間償却及び負担額) / 400時間(年間稼働時間)
- ・ 100メートル当り償却及び負担額 740円
= 1,480円(1時間当り償却及び負担額) × 0.5時間(100メートル当り耕耘必要時間)

(2) 畦塗り機

(算出基礎)

イ) 塗り機の平均価格 844,000円

ロ) 耐用年数 7年(年間平均稼働時間 200時間)

ハ) 1時間当り作業量 200メートル(1日 1,600メートル)

ニ) 7年間の利子 129,976円

(算出方法)

- ・ 償却及び負担合計 973,976円 = 844,000円 + 129,976円
- ・ 年間償却及び負担額 139,139円 = 973,976円(償却及び負担合計) / 7年(耐用年数)
- ・ 1時間当り償却及び負担額 696円
= 139,139円(年間償却及び負担額) / 200時間(年間稼働時間)
- ・ 100メートル当り償却及び負担額 348円
= 696円(1時間当り償却及び負担額) × 0.5時間(100メートル当り必要時間)
- ・ 100メートル当り償却及び負担額 ①1,088円
= 740円(トラクターの償却及び負担額) + 348円(畦塗り機の償却及び負担額)

(B) 100メートル当り平均修理費

(1) トラクター

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 3,576,000円

ロ) 年平均修理費係数 4.70%

(算出方法)

- ・ 年間修理費 168,072円 = 3,576,000円(平均価格) × 4.70%(係数)
- ・ 1時間当り修理費 420円 = 168,072円(年間修理費) / 400時間(年間稼働時間)
- ・ 100メートル当り修理費 210円
= 420円(1時間当り修理費) × 0.5時間(100メートル当り耕耘必要時間)

(2) 畦塗り機

(算出基礎)

イ)機械平均価格 844,000 円

ロ)年平均修理費係数 6.25%

(算出方法)

- ・年間修理費 52,750 円=844,000 円(平均価格)×6.25% (係数)
- ・1時間当修理費 264 円= 52,750 円(年間修理費) /200 時間(年間稼働時間)
- ・100メートル当修理費 132 円
=264 円(1時間当修理費)×0.5時間(100メートル当耕耘必要時間)
- ・100メートル当平均修理費㊸342 円
=210 円(トラクターの修理費)+132 円(畦塗り機の修理費)

(C)100メートル当車庫費

(1) トラクター

(算出基礎)

イ)機械平均価格 3,576,000 円

ロ)年平均車庫費係数 1.50%

(算出方法)

- ・年間車庫費 53,640 円=3,576,000 円(平均価格)×1.50% (係数)
- ・1時間当車庫費 134 円=53,640 円(年間車庫費)/400 時間(年間稼働時間)
- ・100メートル当車庫費 67 円
=134 円(1時間当車庫費)×0.5時間(100メートル当耕耘必要時間)

(2) 畦塗り機

(算出基礎)

イ)機械平均価格 844,000 円

ロ)年平均車庫費係数 4.0%

(算出方法)

- ・年間車庫費 33,760 円=844,000 円(平均価格)×4.0% (係数)
- ・1時間当車庫費 169 円=33,760 円(年間車庫費)/ 200 時間(年間稼働時間)
- ・100メートル当車庫費 85 円
=169 円(1時間当車庫費)×0.5時間(100メートル当耕耘必要時間)
- ・100メートル当車庫費 ㊸152 円
=67 円(トラクターの車庫費)+85 円(畦塗り機車庫費)

(D)100メートル当燃料消費額

(算出基礎)

イ)軽油 5ℓ (1時間当燃料消費量)+1ℓ (現地までの往復燃料消費量)=6ℓ

ロ)1単価 161 円

(算出方法)

- ・100メートル当燃料消費額 ㊸483 円
=6ℓ (1時間当燃料必要量)×161 円(1単価) × 0.5時間(100メートル畦塗り機必要時間)

(E)100メートル当潤滑油消費額

(算出基礎)

イ)100メートル当燃料消費額の30%充当

ロ)(算出方法)

- ・100メートル当潤滑油消費額 ㉔145円
=483円(100メートル当燃料消費額)×0.3

(F)100メートル当労働賃金

(算出基礎)

イ)1日当労働賃金 11,200円の場合(京葉地区の平均価格を参照)

ロ)技能手当1日当労働賃金の70%充当 7,840円

(算出方法)

- ・100メートル当労働賃金 ㉕1,190円
=19,040円(1日当労働賃金+技能手当)/1,600メートル(1日当作業量)×100

(G)100メートル当その他の費用

(算出基礎)

イ)年間清掃及び講習等の労働費 35,700円

(算出方法)

- ・1時間当費用 89円
=35,700円(年間清掃及び講習等の労働費)/400時間(年間稼働時間)
- ・100メートル当その他の費用 ㉖45円
=89円(1時間当費用)×0.5時間(100メートル当畦塗り必要時間)

(H)投資危険、労災補償等の特別加算額

(算出基礎)

イ)トラクター、畦塗り機の100メートル当償却額を適用する。

(算出方法)

(1)トラクター

- ・年間償却額 510,857円=3,576,000円(機械平均価格)/7年(耐用年数)
- ・1時間当償却額 1,277円=510,857円(年間償却額)/400時間(年間稼働時間)
- ・100メートル当償却額 639円
=1,277円(1時間当償却額)×0.5時間(100メートル当耕耘必要時間)

(2)畦塗り機

- ・年間償却額 120,571円=844,000円(機械平均価格)/7年(耐用年数)
- ・1時間当償却額 603円=120,571円(年間償却額)/200時間(年間稼働時間)
- ・100メートル当償却額 301円
=603円(1時間当償却額)×0.5時間(100メートル当耕耘必要時間)

- ・100メートル当投資危険、労災補償等の特別加算額 ㉗940円
=639円(トラクター償却額)+301円(畦塗り機償却額)

- ・4,384円(100メートル当の料金)100m=43円

トラクターと畦塗り機による1メートル当標準塗り料金 43円

=㉔+㉕+㉖+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜÷100 (1日当労賃 11,200円の場合)

(6) 田植機による標準植付料金の算定方法

(算出基礎) 機械器具の平均価格及び諸負担額、耐用年数(年間平均稼働時間)、1日当作業量を基に10アール当償却及び負担額を算出し、これを(A)とし、(B)10アール当平均修理費、(C)10アール当燃料消費額、D)10アール当潤滑油消費額、(E)10アール当労働賃金、(F)10アール当車庫費、(G)10アール当その他の費用、(H)10アール当投資危険、労災補償等の特別加算額を加え10アール当標準植付料金を算定する。

なお、①苗費用については、この算出には含めず算定する。②令和7年度農業労賃等に関する調査結果中の作業受託料金額を参考とした。

(A) 10アール当償却及び利子負担額

(算出基礎)

イ)機械平均価格 2,487,000円

ロ)機械耐用年数 7年(年間稼働時間 90時間)

ハ)1時間当作業量 15アール (1日 120アール)

ニ)7年間の利子 382,998円

(算出方法)

・償却及び負担合計 2,869,998円=2,487,000円+382,998円

・年間償却及び負担額 410,000円=2,869,998円(償却及び負担合計)/7年(耐用年数)

・1時間当償却及び負担額 4,556円

=410,000円(年間償却及び負担額)/90時間(年間稼働時間)

・10アール当償却及び利子負担額 ①3,189円

=4,556円(1時間当償却及び負担額)×0.7時間(10アール当植付必要時間)

(注)

①機械の価格は、令和7年8月末の主要機種(5条植、動力乗用式)の希望小売価格。

②耐用年数、利子は前と同じ。

(B) 10アール当平均修理費

(算出基礎)

イ)機械平均価格 2,487,000円

ロ)年平均修理費係数 5.00%

(算出方法)

・年間修理費 124,350円=2,487,000円(機械平均価格)×5.00%(係数)

・1時間当修理費 1,382円=124,350円(年間修理費)/90時間(年間稼働時間)

・10アール当修理費 ②967円

=1,382円(1時間当平均修理費)×0.7時間(10アール当植付必要時間)

(C) 10アール当燃料消費額

(算出基礎)

イ)ガソリン 2.0ℓ(10アール当燃料消費量)+0.5ℓ(現地までの往復燃料消費量)=2.5ℓ

ロ)単価 183円

(算出方法)

・10アール当燃料消費額 ③458円

=2.5ℓ(10アール当必要燃料消費量)×183円(1ℓ単価)

(D) 10アール当潤滑油消費額

(算出基礎)

イ)10アール当燃料消費額の30%充当

(算出方法)

・10アール当潤滑油消費額 ④137円

=458円(10アール当燃料消費額)×30%

(E) 10 アール当労働賃金

(算出基礎)

イ)1 日当労働賃金 11,200 円とした場合(京葉地区の平均価格を参照)

ロ)技能手当 1 日当労働賃金の 70%充当 7,840 円

(算出方法)

- ・ 10 アール当労働賃金 ㉔1,587 円
= 19,040 円(1 日当労働賃金+技能手当)/120 アール(1 日当作業量)

(F) 10 アール当車庫費

(算出基礎)

イ.機械平均価格 2,487,000 円

ロ,車庫費係数 3.5%

(算出方法)

- ・ 年間車庫費 87,045 円=2,487,000 円(機械平均価格)× 3.5%(係数)
- ・ 1 時間当車庫費 967 円=87,045 円(年間車庫費)/90 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当車庫費 ㉕677 円
=967 円(1 時間当車庫費)×0.7 時間(10 アール当植付必要時間)

(G)10 アール当その他の費用

(算出基礎)

イ.年間清掃及び講習等の労働費 35,700 円

(算出方法)

- ・ 1 時間当費用 397 円
= 35,700 円(年間清掃及び講習等の労働費) /90 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当その他の費用 ㉖278 円
= 397 円(1 時間当費用) × 0.7 時間(10 アール当植付必要時間)

(H) 10 アール当投資危険、労災補償等の特別加算額

(算出基礎)

イ.機械器具の 10 アール当償却額を適用する。

(算出方法)

- ・ 年間償却額 355,286 円=2,487,000 円(機械平均価格)/7 年(耐用年数)
- ・ 1 時間当償却額 3,948 円=355,286 円(年間償却額) /90 時間(年間稼働時間)
- ・ 10 アール当投資危険、労災補償等の特別加算㉗2,763 円
=3,948 円(1 時間当償却額)×0.7 時間(10 アール当植付必要時間)

10 アール当標準植付料金 10,055 円

=㉔+㉕+㉖+㉗ (1 日当労賃 11,200 円の場合)

但し、苗費は含まず。

(7)自脱型コンバインによる標準刈取脱穀料金の算定方法

(算出基礎) 機械器具の平均価格及び諸負担、耐用年数(年間平均稼働時間)、1日当作業量を基に10アール当償却及び諸負担額を算出し、これを(A)とし、B)10アール当平均修理費、(C)10アール当燃料消費額、(D)10アール当潤滑油消費額、(E)10アール当労働賃金、(F)10アール当車庫費、(G)10アール当その他の諸費用、(H)投資危険、労災補償等の特別加算額を加え、10アール当標準刈取脱穀料金を算出する。

なお、令和7年度農業労賃等に関する調査結果中の地帯別農作業受託料金額を参考とした。

(A) 10アール当償却及び諸負担額

(算出基礎)

イ)機械平均価格 4,959,000円

ロ)機械耐用年数 7年(年間平均稼働時間120時間)

ハ)7年間の利子 763,686円

ニ)1時間当作業量 9アール(1日54アール)

ホ)7年間の軽自動車税 16,800円

(算出方法)

- ・償却及び負担合計 5,739,486円=4,959,000円+763,686円+16,800円
- ・年間償却及び負担額 819,927円=5,739,486円(償却及び負担合計)/7年(耐用年数)
- ・1時間当償却及び負担額 6,833円
=819,927円(年間償却及び負担額)/120時間(年間稼働時間)
- ・10アール当償却及び諸負担額 ①7,584円
=6,833円(1時間当償却及び負担額)×1.11時間(10アール当刈取脱穀必要時間)

(注)

- (1)機械器具の平均価格は令和7年8月末の主要メーカー4社の3条刈23PS(グレンタンク付)の希望小売価格の平均価格。
- (2)1日当作業時間は実働6時間とした。
- (3)軽自動車税は年間2,400円とした。
- (4)耐用年数は前と同じ。

(B) 10アール当平均修理費

(算出基礎)

イ)機械平均価格 4,959,000円

ロ)年平均修理費係数 5.4%

(算出方法)

- ・年間修理費 267,786円=4,959,000円(機械平均価格)×5.4%(係数)
- ・1時間当修理費 2,232円=267,786円(年間修理費)/120時間(年間稼働時間)
- ・10アール当修理費 ②2,477円
=2,232円(1時間当修理費)×1.11時間(10アール当刈取脱穀必要時間)

(C) 10アール当燃料消費額

(算出基礎)

イ)軽油 2.5ℓ(1時間当消費量)×1.11時間(10アール当刈取脱穀必要時間)
+1.0ℓ(現地までの往復燃料消費量)=3.78ℓ

ロ)ℓ単価 161円

(算出方法)

- ・10アール当燃料消費額 ③608円
=3.78ℓ(10アール当必要燃料消費量)×161円(ℓ単価)

(D) 10 アール当潤滑油消費額

(算出基礎)

イ. 10 アール当燃料消費額の 30% 充当

(算出方法)

- ・ 10 アール当潤滑油消費額 ㉔182 円
= 608 円 (10 アール当燃料消費額) × 30%

(E) 10 アール当労働賃金

(算出基礎)

イ) 1 日当労働賃金 11,200 円の場合(京葉地区の平均価格を参照)

ロ) 技能手当 1 日当賃金の 70% 充当 7,840 円

(算出方法)

- ・ 10 アール当労働賃金 ㉕3,526 円
= 19,040 円 (1 日当労働賃金 + 技能手当) / 54 アール (1 日当作業量)

(F) 10 アール当車庫費

(算出基礎)

イ) 機械平均価格 4,959,000 円

ロ) 車庫費係数 1.5%

(算出方法)

- ・ 年間車庫費 74,385 円 = 4,959,000 円 (機械平均価格) × 1.5% (係数)
- ・ 1 時間当車庫費 620 円 = 74,385 円 (年間車庫費) / 120 時間 (年間稼働時間)
- ・ 10 アール当車庫費 ㉖688 円
= 620 円 (1 時間当車庫費) × 1.11 時間 (10 アール当刈取脱穀必要時間)

(G) 10 アール当その他の費用

(算出基礎)

イ) 年間清掃及び講習等の労働費 35,700 円

(算出方法)

- ・ 1 時間当費用 298 円
= 35,700 円 (年間清掃及び講習等の労働費) / 120 時間 (年間稼働時間)
- ・ 10 アール当その他の費用 ㉗330 円
= 298 円 (1 時間当費用) × 1.11 時間 (10 アール当刈取脱穀必要時間)

(H) 10 アール当投資危険、労災補償等の特別加算額

(算出基礎)

イ) 機械器具の 10 アール当償却額を適用する。

(算出方法)

- ・ 年間償却額 708,429 円 = 4,959,000 円 (機械平均価格) / 7 年 (耐用年数)
- ・ 1 時間当償却額 5,904 円 = 708,429 円 (年間償却額) / 120 時間 (年間稼働時間)
- ・ 10 アール当償却額 6,553 円
= 5,904 円 (1 時間当償却額) × 1.11 時間 (10 アール当刈取脱穀必要時間)
- ・ 10 アール当投資危険、労災補償等の特別加算額 ㉘6,553 円

10 アール当標準刈取脱穀料金 21,948 円

= ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘ (1 日当労賃 11,200 円の場合)

(8)標準籾乾燥調製料金の算定方法

(算出基礎) 籾乾燥調製に必要な機械器具(乾燥機、籾摺機、米選機、モーター)の平均価格を基礎に、耐用年数はいずれも8年、乾燥容量24石、年間乾燥調製数量461俵、年間稼働日数20日とし、1俵(60kg)当年間固定費を算出し、これを(A)とし、(B)1俵当電力料金、(C)1俵当燃料消費額、(D)1俵当潤滑油消費額、(E)1俵当労働費、(F)1俵当作業所及び格納庫費、(G)1俵当その他の費用、(H)1俵当投資危険、労災補償等の特別加算を加え、1俵当標準籾乾燥調製料金を算定する。
 なお、標準額策定上の前提条件としては、①生籾含水率は25%、②1時間当干減率は0.7%、③充填率は80%、④袋代金は標準額に含めないこととした。

(A) 1俵当固定費

(算出基礎) 機械の平均価格並びに年間固定費率

| 機械器具名 | 平均価格 | 固定比率 | 固定費 |
|-----------|---------------|--------|----------|
| 乾燥機 | 1,991,000円×2台 | 17.55% | 698,841円 |
| 籾摺機 | 1,063,000円×1台 | 14.35% | 152,541円 |
| 米選機・計量袋詰機 | 354,000円×1台 | 12.85% | 45,489円 |
| モーター | 36,000円×2台 | 12.85% | 9,252円 |
| 計 | | | 906,123円 |

(算出方法)

1俵当固定費①1,157円=906,123円(年間固定費計)/783俵(年間乾燥調製数量)

(注)

- ① 機械器具の平均価格は令和7年8月末の希望小売価格。
 - ・乾燥機は、23~24石入の主要メーカーの平均価格。
 - ・籾摺機は、4インチの主要メーカーの平均価格。
 - ・米選機は、1,200kg/時の主要メーカーの平均価格。
 - ・モーターは、3相3馬力の主要メーカーの平均価格。
- ② 年間固定費は減価償却費、修理費、資本利子、租税公課、保険料(車庫費除く)を合わせたもの。
- ③ 年間乾燥調製数量783俵の根拠は、24石(容量)×2台×17日(年間稼働日数)=816石×1.2(玄米俵数換算率)=979俵×80%(充填率)=783.2≒783俵

(B) 1俵当電力料金

(算出基礎)

イ)基本料 3KW契約 使用期間2ヶ月(8月、9月) 1ヶ月基本料金
 13,176円=1ヶ月1,098円×3KW×2ヶ月×2台

ロ)乾燥機(電動機)1時間使用KW数=4KW=KW×2台、
 1日使用時間=34時間=17時間×2台
 年間使用日数=17日、KW当単価=27円×2台

ハ)籾摺機、米選機

11時間使用KW=3KW、1日使用時間=2時間×2台、年間使用日数=17日
 1KW当単価=27円

ニ)税金 使用料金の10.0%

(算出方法)

イ)基本料金 13,176円=6,588円(基本料金)×2ヶ月(使用期間)

ロ)乾燥機(電動機)31,212円=2KW(1時間使用KW数)
 ×17時間(1日使用時間)×17日(年間使用日数)×27円(単価)×2台

ハ)籾摺機、米選機 5,508円=3KW(1時間使用KW数)×2時間(1日使用時間)
 ×17日(年間使用日数)×27円(単価)×2台

ニ)税金 3,672円=36,720円(電気使用料金ロ+ハ)×10.0%(税率)

・1俵当電気料金②68円

=53,568円(年間電気料金イ+ロ+ハ+ニ)/783俵(年間乾燥調製数量)

(C)1 俵当燃料消費額

(算出基礎)

イ) 灯油 時間当消費量 $3\ell \times 2\text{台} = 6\ell$ 1日稼働時間 15時間

ロ) 単価 127円

(算出方法)

- ・ 1 俵当燃料消費額 ㉔248円
= $\{6\ell (1\text{時間当消費量}) \times 15\text{時間}(1\text{日稼働時間}) \times 17\text{日}(年間稼働日数) \times 127\text{円}(\ell\text{単価})\} \div 783\text{俵}(年間乾燥調製数量)$

(D) 1 俵当潤滑油消費額

(算出基礎)

イ) 1 俵当燃料消費額 30% 充当

(算出方法)

- ・ 1 俵当潤滑油消費額 ㉔74円
= $248\text{円}(1\text{俵当燃料消費額}) \times 30\%$

(E) 1 俵当労働費

(算出基礎)

イ) 1 日当労働賃金 11,200円(8時間労働)(京葉地区の平均価格を参照)

ロ) 技能手当 1 日当労働賃金の 70% 充当 7,840円

ハ) 1 時間当労働賃金 $2,380\text{円} = (11,200\text{円} + 7,840\text{円}) \div 8\text{時間}$

ニ) 労働時間 乾燥労働 5時間

糶摺労働 2時間 $\times 2\text{人組作業} \times 2\text{台} = 8\text{時間}$

(算出方法)

- ・ 1 俵当労働賃金 ㉔672円
= $\{2,380\text{円}(1\text{時間当労働賃金}) \times 13\text{時間}(1\text{日当必要労働時間}) \times 17\text{日}(年間労働日数)\} \div 783\text{俵}(年間乾燥調製数量)$

(F) 1 俵当作業所及び格納庫費

(算出基礎)

イ) トタンぶき軽量鉄骨敷地面積 43m^2

ロ) 建設単価 $3.3\text{m}^2\text{当} 167,700\text{円}$

ハ) 耐用年数 26年

ニ) 利子率 2.2% (農業近代化資金の金利)

ホ) 固定資産税率 1,000分の14

(算出方法)

- ・ 年間償却額 $77,438\text{円} = \{2,181,100\text{円}(新調価) - 167,700\text{円}(残存価)\} \div 26\text{年}(耐用年数)$
- ・ 年間利子 $46,860\text{円} = 2,181,100\text{円}(新調価) \times 0.022\%(利子率)$
- ・ 年間固定資産税 $30,535\text{円} = 2,181,100\text{円}(新調価) \times 14/1000(固定資産税率)$
費用合計 $154,834\text{円} = 77,438\text{円}(年間償却費) + 46,860\text{円}(年間利子) + 30,535\text{円}(年間固定資産税)$
- ・ 1 俵作業所及び格納庫費 ㉔198円 = $154,834\text{円}(費用合計) \div 783\text{俵}(年間乾燥調製数量)$

(G) 1 俵当その他の費用

(算出基礎)

イ) 年間清掃維持費 35,700円

(算出方法)

- 1 俵当その他の費用 ㉔46円
= $35,700\text{円}(年間清掃維持費) \div 783\text{俵}(年間乾燥調製数量)$

(H) 1 俵当投資危険、労災補償等の特別加算額

(算出基礎)

イ) 機械器具の 1 俵当償却額を適用する。

(算出方法)

- ・年間償却額 781,571 円 = (1,991,000 円 (乾燥機) × 2 台 + 1,063,000 円 (粃摺機) + 354,000 円 (米選機等) + 36,000 円 (原動機) × 2 台) / 7 年
- ・1 俵当償却額 998 円 = 781,571 円 (年間償却費) / 783 俵 (年間乾燥調製数量)

・1 俵当投資危険、労災補償等の特別加算額 ⑧998 円

・1 俵当運搬費 ①80 円

1 俵当標準乾燥調製料金 3,542 円

= ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ (1 日当労賃 11,200 円の場合)

(9)標準育苗料金の算定方法

(算出基礎) 育苗に必要な機械器具(育苗器、播種機、運搬用台車)の平均価格を基礎に耐用年数はいずれも5年、年間1,000箱育苗とし、1箱当年間固定費を算出し、これを(A)とし、(B)1箱当水道光熱費、(C)1箱当原材料費(種子代、床土代、農薬代)、(D)1箱当資材費(育苗箱代、保温資材費)、(E)1箱当小器具備品費、(F)1箱当育苗施設償却費、(G)1箱当労働費、(H)1箱当投資危険特別加算額を加え、1箱当標準育苗料金を算定する。

なお、標準額算定上の前提条件としては、①受託経営の規模は、おおむね8ha(受託面積を含む)とし、②育苗箱数は1,600箱、③苗は稚苗の硬化とし、④育苗期間は25日間とした。

(注)稚苗とは、育苗期間20~25日、1箱当り播種量150gをいう。

(A) 1箱当固定費

(算出基礎)

| 機械器具名 | 平均価格 | 固定比率 | 固定費 |
|------------|------|------|---|
| 育苗器 | | | $384,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 台} \times 20.0\% = 76,800 \text{ 円}$ |
| 播種機 | | | $365,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 台} \times 20.0\% = 73,000 \text{ 円}$ |
| 運搬用台車 (1輪) | | | $11,075 \text{ 円} \times 1 \text{ 台} \times 20.0\% = 2,215 \text{ 円}$ |
| 運搬用台車 (3輪) | | | $40,079 \text{ 円} \times 2 \text{ 台} \times 20.0\% = 16,032 \text{ 円}$ |
| 計 | | | 168,047 円 |

(算出方法)

・1箱当固定費 $\text{A}105 \text{ 円} = 168,047 \text{ 円}(\text{固定費計}) / 1,600 \text{ 箱}(\text{育苗箱数})$

(注) ①機械器具の平均価格は令和7年8月末の希望小売価格。

- ・育苗器は、300箱用の主要メーカーの平均価格。
- ・播種機は、育苗用電動式(播種のみ)の主要メーカー価格

②必要箱数は10アール当20箱である。

(B) 1箱当水道光熱費

(算出基礎)

県内育苗センターの4事例の中庸価格をとる。

(算出方法)

1箱当水道光熱費 $\text{B}25 \text{ 円}$

(C) 1箱当原材料費

(1) 種子代

(算出基礎)

イ)種子代 1kg当730円

ロ)1箱当必要量150g

(算出方法)

・1箱当種子代 $\text{C}1110 \text{ 円} = 730 \text{ 円}(1\text{kg当種子価格}) \times 0.15\text{kg}(1\text{箱当必要量})$

(2) 床土代

(算出基礎)

人工床土を使用することとする。

イ)人工床土代 20kg当648円(kg当32円)

ロ)1箱当必要量2.8kg

(算出方法)

・1箱当人工床土代 $\text{C}290 \text{ 円} = 2.8\text{kg}(1\text{箱当必要量}) \times 40 \text{ 円}(\text{kg当価格})$

(3) 農薬代

(算出基礎)

| 用途 | 単価 | 必要量 | 備考 |
|-------|----------------|--------|----------|
| 種子消毒用 | 1,250 円 (100g) | 1800 g | トリフミン水和剤 |
| 立枯病用 | 780 円 (100ml) | 800ml | タチガレン液剤 |
| 箱消毒用 | 900 円 (500g) | 2600g | ケミクロン G |

(算出方法)

| 用途 | 必要量 (g 又 ml) | 単価 (円) | 必要額 | 必要箱数 | 1 箱当農薬代 |
|-------|--------------|--------|----------------|-------|---------|
| 種子消毒用 | 1,800 | 1,250 | 22,500 | 1,600 | 14.1 |
| 立枯病用 | 800 | 780 | 6,240 | 1,600 | 3.9 |
| 箱消毒用 | 2,600 | 900 | 4,680 | 1,600 | 2.9 |
| 計 | | | 1 箱当農薬代◎3=20.9 | | |

1 箱当原材料費 ◎220 円(種子代◎1+床土代◎2 +農薬代◎3)

(D) 1 箱当資材費

(1) 育苗箱代

(算出基礎)

イ)材質 プラスチック製

ロ)単価 180 円

ハ)耐用年数 8 年

(算出方法)

・ 1 箱当育苗箱代 ◎1 23 円=180 円(単価)/8 年(耐用年数)

(2) 1 箱当保温資材費

(算出基礎)

イ)使用量 1.8m×50m(0.05mm) ×2

ロ)耐用年数 2 年

ハ)単価 316 円(1.8m×1.0m)

(算出方法)

・ 1 箱当保温管材費 ◎2 9.9 円
=316 円(単価) × 50m(使用量) × 2 ÷ 2 年(耐用年数) ÷ 1,600 箱 (育苗箱数)
(育苗箱数)

1 箱当資材費 ◎ 32 円(育苗箱代+保温資材費)

(E) 1 箱当小器具備品費

(算出基礎)各備品 2 個ずつ使用

| 品名 | 容量等 | 価格 | 耐用年数 | 償却費 |
|-----------------|---------|------------|------|--------|
| 種子消毒用タンク | 200 ℓ 用 | 13,360 × 2 | 5 | 5,344 |
| 箱消毒用 ビニールシート | 5m × 5m | 4,500 × 2 | 2 | 4,500 |
| 灌水用ホース | 30m | 7,370 × 2 | 3 | 4,913 |
| 灌水用ノズル | 1 個 | 5,370 × 2 | 3 | 3,580 |
| 灌水用ジョーロ | 10 ℓ 用 | 1,960 × 2 | 3 | 1,307 |
| 計 | | | | 19,644 |

(算出方法)

・ 1 箱当小器具備品費 ◎12 円=19,644 円 (償却費計) ÷ 1,600 箱 (育苗箱数)

(F) 1 箱当育苗施設償却費

(算出基礎)

イ)構造 パイプハウス

ロ)面積 300 m²(1,600 箱収容 3.3 m² 18 箱)

ハ)耐用年数 5 年

ニ)3.3 m²当価格 16,965 円

(算出方法)

- ・ 1箱当育苗施設償却費 ㉔193円
=5,141円(㎡当価格)×300㎡(面積)÷5年(耐用年数)÷1,600箱(育苗箱数)

(G)1箱当労働費

(算出基礎)

イ)1日当労働費 11,200円(8時間労働)(京葉地区の平均価格を参照)

ロ)10アール当必要箱数 20箱

ハ)10アール当労働時間 5時間

(算出方法)

- ・ 1箱当労働賃金 ㉕350円
=11,200円(1日当労働賃金)÷8時間×5時間(10アール当労働時間)
÷20箱(10アール当必要箱数)

(注)10アール(20箱)当労働時間は、稲作機械化一貫体系標準指標によった。

(H)1箱当投資危険等の特別加算額

(算出基礎)

総経費の5%を適用する。

(算出方法)

1箱当投資危険等の特別加算額㉖47円=937円(総経費)×5%

1箱当標準育苗料金 984円

=㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘

(1日当労賃 11,200円の場合)

4.算定資料

(1) 令和7年度農業臨時雇用料金の上昇率(第1表)

(単位：円)

| | | 京 葉 | | | | 外 房 | | | 九 十 九 里 | | | | 東 下 総 | | | |
|------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 千葉 | 君津 | 東葛飾 | 平均 | 安房 | 夷隅 | 平均 | 長生 | 山武 | 海匝 | 平均 | 香取 | 印旛 | 平均 | |
| 水田 作業 | 1時間当現金支払額(円) | 令7 | 1,523 | 1,250 | 1,250 | 1,341 | 1,125 | 1,088 | 1,106 | 1,133 | / | 1,075 | 1,104 | 1,163 | 1,140 | 1,151 |
| | 1時間当現金支払額(円) | 令6 | 1,241 | 1,166 | 1,250 | 1,219 | 1,125 | 1,063 | 1,094 | 1,108 | 925 | 1,063 | 1,032 | 1,163 | 1,076 | 1,119 |
| | 上 昇 率 (%) | 令7/令6 | 22.7 | 7.2 | 0.0 | 10.0 | 0.0 | 2.4 | 1.2 | 2.3 | / | 1.2 | 1.7 | 0.0 | 5.9 | 3.0 |
| | 労働時間(時) | 令7 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 |
| 畑 作業 | 1時間当現金支払額(円) | 令7 | 1,168 | 1,133 | 1,141 | 1,147 | 1,150 | 1,125 | 1,138 | 1,144 | 1,169 | 1,138 | 1,150 | 1,088 | 1,206 | 1,147 |
| | 1時間当現金支払額(円) | 令6 | 1,129 | 1,125 | 1,100 | 1,118 | 1,075 | 1,075 | 1,075 | 1,113 | 1,075 | 1,097 | 1,095 | 1,088 | 1,155 | 1,121 |
| | 上 昇 率 (%) | 令7令6 | 3.4 | 0.7 | 3.8 | 2.6 | 7.0 | 4.7 | 5.8 | 2.8 | 8.7 | 3.7 | 5.1 | 0.0 | 4.4 | 2.2 |
| | 労働時間(時) | 令7 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 |
| 果 樹 取 穫 | 1時間当現金支払額(円) | 令7 | 1,169 | 800 | 1,262 | 1,077 | 1,144 | / | 1,144 | 1,088 | / | / | 1,088 | / | 1,097 | 1,097 |
| | 1時間当現金支払額(円) | 令6 | 1,080 | 800 | 1,081 | 987 | 1,081 | / | 1,081 | 1,088 | / | / | / | 1,025 | 1,059 | 1,042 |
| | 上 昇 率 (%) | 令7/令6 | 8.2 | 0.0 | 16.8 | 8.3 | 5.8 | / | 5.8 | 0.0 | / | / | / | / | 3.6 | 3.6 |
| | 労働時間(時) | 令7 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | / | 8.0 | 8.0 | / | / | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 |

(2)令和8年度推定料金額(第2表)

(単位：円)

| | | 京葉 | | | | 外房 | | | 九十九里 | | | | 東下総 | | |
|----------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 千葉 | 君津 | 東葛飾 | 平均 | 安房 | 夷隅 | 平均 | 長生 | 山武 | 海匝 | 平均 | 香取 | 印旛 | 平均 |
| 水田 作業 | 令和7年度1時間当現金支払額(円) | 1,523 | 1,250 | 1,250 | 1,341 | 1,125 | 1,088 | 1,106 | 1,133 | | 1,075 | 736 | 1,163 | 1,140 | 1,151 |
| | 上昇率(対前年3ヵ年平均)(%) | 0.5 | 1.6 | 0.0 | 0.7 | 5.0 | 6.6 | 5.8 | 3.8 | | 2.1 | 2.0 | 1.9 | 4.1 | 3.3 |
| | 令和8年度1時間当推定料金(円) | 1,531 | 1,270 | 1,250 | 1,350 | 1,181 | 1,159 | 1,170 | 1,177 | | 1,097 | 760 | 1,185 | 1,187 | 1,186 |
| | 令和8年度推定料金(9時間)(円) | 13,780 | 11,430 | 11,250 | 12,150 | 10,630 | 10,430 | 10,530 | 10,590 | | 9,880 | 6,820 | 10,660 | 10,690 | 10,680 |
| 畑作 業 | 令和7年度1時間当現金支払額(円) | 1,168 | 1,133 | 1,141 | 1,147 | 1,150 | 1,125 | 1,138 | 1,144 | 1,169 | 1,138 | 1,150 | 1,088 | 1,206 | 1,147 |
| | 上昇率(対前年3ヵ年平均)(%) | 3.5 | 2.4 | 4.3 | 3.2 | 5.9 | 3.5 | 4.7 | 5.0 | 3.0 | 4.0 | 4.0 | 2.9 | 3.1 | 3.0 |
| | 令和8年度1時間当推定料金(円) | 1,209 | 1,160 | 1,191 | 1,190 | 1,218 | 1,164 | 1,190 | 1,201 | 1,204 | 1,183 | 1,200 | 1,119 | 1,243 | 1,180 |
| | 令和8年度推定料金(9時間)(円) | 10,880 | 10,440 | 10,710 | 10,680 | 10,960 | 10,470 | 10,720 | 10,800 | 10,840 | 10,640 | 10,760 | 10,070 | 11,190 | 10,630 |
| 果樹 収穫 | 令和7年度1時間当現金支払額(円) | 1,169 | 800 | 1,262 | 1,077 | 1,144 | | 1,144 | 1,088 | | | 1,088 | | 1,097 | 1,097 |
| | 上昇率(対前年3ヵ年平均)(%) | 1.7 | 0.0 | 3.9 | △0.5 | 8.3 | | 8.3 | 0.0 | | | 0.0 | | 2.9 | 2.9 |
| | 令和8年度1時間当推定料金(円) | 1,189 | 800 | 1,311 | 1,100 | 1,238 | | 1,238 | 1,088 | | | 1,088 | | 1,128 | 1,128 |
| | 令和8年度推定料金(9時間)(円) | 10,700 | 7,200 | 11,800 | 9,900 | 11,140 | | 11,140 | 9,790 | | | 9,790 | | 10,150 | 10,150 |

(3)令和7年度諸算出料金(第3表)

(単位：円)

| | | 京葉 | | | | 外房 | | | 九十九里 | | | | 東下総 | | |
|----------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 千葉 | 君津 | 東葛飾 | 平均 | 安房 | 夷隅 | 平均 | 長生 | 山武 | 海匝 | 平均 | 香取 | 印旛 | 平均 |
| 水田 作業 | 令和7年度標準料金(1) | 10,600 | 10,600 | 11,000 | 10,700 | 9,200 | 8,900 | 9,100 | 9,600 | 9,300 | 9,400 | 9,400 | 10,400 | 10,400 | 10,400 |
| | 令和8年度推定料金(2) | 13,780 | 11,430 | 11,250 | 12,150 | 10,630 | 10,430 | 10,530 | 10,590 | | 9,880 | 10,235 | 10,660 | 10,690 | 10,680 |
| | (1)×上昇率(対前年3ヵ年平均)(3) | 10,660 | 10,770 | 11,000 | 10,810 | 9,660 | 9,480 | 9,570 | 9,970 | 9,300 | 9,600 | 9,620 | 10,600 | 10,830 | 10,720 |
| | ((1) + (2) + (3)) ÷ 3 | 11,680 | 10,930 | 11,080 | 11,220 | 9,830 | 9,600 | 9,730 | 10,050 | | 9,630 | 9,750 | 10,550 | 10,640 | 10,600 |
| 畑 作業 | 令和7年度標準料金(1) | 10,000 | 9,900 | 10,200 | 10,033 | 9,200 | 9,000 | 9,100 | 9,500 | 9,300 | 9,400 | 9,400 | 8,700 | 10,000 | 9,400 |
| | 令和8年度推定料金(2) | 10,880 | 10,440 | 10,710 | 10,680 | 10,960 | 10,470 | 10,720 | 10,800 | 10,840 | 10,640 | 10,760 | 10,070 | 11,190 | 10,630 |
| | (1)×上昇率(対前年3ヵ年平均)(3) | 10,350 | 10,140 | 10,640 | 10,380 | 9,740 | 9,310 | 9,530 | 9,970 | 9,580 | 9,770 | 9,770 | 8,950 | 10,310 | 9,630 |
| | ((1) + (2) + (3)) ÷ 3 | 10,410 | 10,160 | 10,520 | 10,360 | 9,970 | 9,590 | 9,780 | 10,090 | 9,910 | 9,940 | 9,980 | 9,240 | 10,500 | 9,890 |
| 果樹 収穫 | 令和7年度標準料金(1) | 9,600 | 9,500 | 9,500 | 9,533 | 8,800 | 8,700 | 8,800 | 8,700 | 8,700 | 8,700 | 8,700 | 9,000 | 9,200 | 9,100 |
| | 令和8年度推定料金(2) | 10,700 | 7,200 | 11,800 | 9,900 | 11,140 | | 11,140 | 9,790 | | | 9,790 | | 10,150 | 10,150 |
| | (1)×上昇率(対前年3ヵ年平均)(3) | 9,770 | 9,500 | 9,870 | 9,710 | 9,530 | 8,700 | 9,120 | 8,700 | 8,700 | 8,700 | 8,700 | 9,000 | 9,460 | 9,230 |
| | ((1) + (2) + (3)) ÷ 3 | 10,020 | 8,730 | 10,390 | 9,710 | 9,820 | | 9,820 | 9,060 | | | 9,060 | | 9,600 | 9,600 |

5.参考資料

(1) 令和7年度 部分作業受託料金—個人農家—(第4表)

(10a 当：円)

| | 育苗 | | 耕起から 代かき まで | 耕起 | 代かき | 機械 田植 | 機械稲刈 (コンバ イン) | 刈取から 乾燥調整 まで | 乾燥調整 (60kg当) | |
|------------------|-----|----------|-------------------|--------|-------|----------|---------------------|--------------------|-----------------|-------|
| | 稚苗 | 中苗 | | | | | | | | |
| 京 葉 | 千葉 | 820 / 19 | 915 / 18 | 15,067 | 7,100 | 8,000 | 8,833 | 19,867 | 43,967 | 3,500 |
| | 君津 | 900 / 20 | 845 / 20 | 14,467 | 7,125 | 7,825 | 8,325 | 19,205 | 42,778 | 2,515 |
| | 東葛飾 | 813 / 19 | 909 / 14 | 16,333 | 6,199 | 10,094 | 7,770 | 21,259 | 44,825 | 3,860 |
| 外 房 | 平均 | 844 / 19 | 890 / 17 | 15,289 | 6,808 | 8,640 | 8,309 | 20,110 | 43,857 | 3,292 |
| | 安房 | 807 / 20 | 967 / 21 | 21,100 | 8,167 | 9,167 | 9,550 | 20,650 | 43,400 | 3,050 |
| | 夷隅 | 682 / 22 | 924 / 22 | 12,437 | 7,203 | 7,550 | 8,300 | 19,250 | 48,904 | 3,400 |
| 九 十 九 里 | 平均 | 744 / 21 | 945 / 21 | 16,768 | 7,685 | 8,358 | 8,925 | 19,950 | 46,152 | 3,225 |
| | 長生 | 620 / 20 | 881 / 20 | 13,980 | 7,157 | 7,057 | 9,133 | 20,400 | 49,113 | 3,343 |
| | 山武 | 903 / 20 | 873 / 20 | 14,775 | 7,180 | 7,600 | 9,160 | 20,560 | 45,996 | 3,400 |
| | 海匝 | 845 / 20 | 850 / 20 | | 6,767 | 7,267 | 8,500 | 20,233 | 44,833 | 3,200 |
| | 平均 | 789 / 20 | 868 / 20 | 14,378 | 7,035 | 7,308 | 8,931 | 20,398 | 46,648 | 3,314 |
| 東 下 総 | 香取 | 833 / 15 | 800 / 19 | 18,100 | 8,575 | 6,975 | 8,400 | 20,600 | 51,028 | 3,400 |
| | 印旛 | 912 / 19 | 920 / 20 | 13,671 | 6,650 | 7,513 | 8,838 | 20,338 | 46,269 | 3,314 |
| | 平均 | 873 / 17 | 860 / 19 | 15,886 | 7,613 | 7,244 | 8,619 | 20,469 | 48,648 | 3,357 |

※ 育苗は1箱当たりの単価と10aに必要な箱数である。

全面作業の受託料金(第5表)

(10a 当：円)

| | 個人農家 | | 生産組織又は農協 | | |
|------|-------|--------|----------|--------|--------|
| | 諸経費込み | 諸経費別 | 諸経費込み | 諸費用別 | |
| 京葉 | 千葉 | 85,500 | 79,000 | 82,600 | 70,640 |
| | 君津 | 95,022 | 77,055 | 99,000 | |
| | 東葛飾 | 87,791 | 79,554 | 92,000 | 61,000 |
| | 平均 | 89,438 | 78,536 | 91,200 | 65,820 |
| 外房 | 安房 | 80,000 | 60,000 | 80,000 | 60,000 |
| | 夷隅 | | | | |
| | 平均 | 80,000 | 60,000 | 80,000 | 60,000 |
| | 長生 | 99,000 | 69,475 | 99,000 | 68,000 |
| 九十九里 | 山武 | | 87,500 | | |
| | 海匝 | | | | |
| | 平均 | 99,000 | 78,488 | 99,000 | 68,000 |
| | 香取 | | 78,633 | | 78,633 |
| 東下総 | 印旛 | 79,000 | 69,000 | | 76,318 |
| | 平均 | 79,000 | 73,817 | | 77,476 |

※ 耕起代かき～脱穀調整作業までの作業。

※ 諸費用とは種籾、除草剤、肥料、農薬代のことである。

(3) 農業外諸賃金(第6表)

(1日当:円)

| | 臨時日雇賃金 | | 恒常的雇用賃金 | | 大工 | 左官 | 土木工 | 造林 | 伐出 | |
|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | | | | | | |
| 京 葉 | 千葉 | 10,419 | 10,419 | / | / | / | / | / | / | |
| | 君津 | 10,819 | 10,819 | 19,096 | 19,096 | 30,100 | 32,300 | 20,625 | 10,368 | 10,368 |
| | 東葛飾 | 9,752 | 9,776 | 18,486 | 17,251 | 25,592 | 27,456 | 20,231 | 22,784 | / |
| 外 房 | 平均 | 10,330 | 10,338 | 18,791 | 18,173 | 27,846 | 29,878 | 20,428 | 16,576 | 10,368 |
| | 安房 | 9,362 | 9,362 | 16,425 | 22,293 | 30,100 | 32,300 | 25,100 | 26,800 | 29,000 |
| | 夷隅 | 9,247 | 9,247 | 10,686 | 10,686 | 27,850 | 30,050 | 21,100 | / | / |
| 九 十 九 里 | 平均 | 9,304 | 9,304 | 13,556 | 16,489 | 28,600 | 30,800 | 23,100 | 26,800 | 29,000 |
| | 長生 | 9,242 | 9,329 | 13,300 | 13,300 | / | / | / | / | / |
| | 山武 | 10,084 | 10,084 | / | / | / | / | / | / | / |
| | 海匝 | 10,371 | 10,350 | 15,657 | 15,903 | 30,100 | 32,300 | 25,100 | / | / |
| | 平均 | 9,899 | 9,921 | 14,479 | 14,602 | 30,100 | 32,300 | 25,100 | / | / |
| 東 下 総 | 香取 | 9,504 | 9,504 | 14,000 | 12,000 | / | / | / | / | / |
| | 印旛 | 10,089 | 10,089 | 17,000 | 17,000 | 22,081 | 23,593 | 18,376 | 12,769 | 12,769 |
| | 平均 | 9,796 | 9,796 | 15,500 | 14,500 | 22,081 | 23,593 | 18,376 | 12,769 | 12,769 |

※臨時雇用賃金は公的勤務の賃金 ※恒常的賃金は主要産業の30才前後の賃金

(4) 臨時雇賃金その他の費用(第7表)

(1日当:円)

| | 水田作業 | 畑作業 | 果樹収穫作業 |
|------|-------|-------|--------|
| 千葉 | 1,090 | 800 | 350 |
| | 君津 | 1,000 | |
| 京葉 | 東葛飾 | 500 | 125 |
| | 平均 | 795 | 238 |
| 外房 | 安房 | | |
| | 夷隅 | | |
| 平均 | | | |
| 九十九里 | 長生 | 1,000 | |
| | 山武 | | |
| 東下総 | 海匝 | 500 | 1,000 |
| | 平均 | 750 | 1,000 |
| 香取 | 750 | | |
| | 印旛 | | |
| 平均 | 750 | | |

備考

- (1) 本集計結果は、令和7年度農業労賃等に関する調査の「その他の費用」部分の集計結果である。
- (2) 「その他の費用」とは、臨時雇用の際に現金支払額以外にようする諸費用であり、食事・小屋等の賄い評価額、バス等による送迎費、土産代等の合計額である。

(5) 地域別ハンマーモアによる草刈り作業料金(第8表)

(単位：円)

| | | 草刈り作業 /10a | 色彩選別(着色米除去) /30kg |
|---------|-----|---------------|----------------------|
| 京 葉 | 千 葉 | 7,500 | 610 |
| | 君 津 | | |
| 外 房 | 東葛飾 | 5,000 | 500 |
| | 平 均 | 6,250 | 555 |
| | 安 房 | 10,000 | |
| 九 十 九 里 | 夷 隅 | | |
| | 平 均 | 10,000 | |
| | 長 生 | 9,100 | 500 |
| | 山 武 | 8,400 | |
| | 海 匝 | | |
| 東 下 総 | 平 均 | 8,750 | 500 |
| | 香 取 | | |
| | 印 旛 | | 500 |
| | 平 均 | | 500 |